

合 格 者 各 位

公立学校共済組合兵庫支部 給付・資格班

組合員資格取得時に必要な事項等について（依頼）

このことについて、職員は採用された日から公立学校共済組合の組合員の資格を取得します。ついで、速やかに組合員証（健康保険証）等を発行するため、下記のとおり資格取得の申告について事前にご準備をお願いします。

なお、申告書は採用された所属所で配付されますが、必要書類等が揃わない場合は、組合員証等の発行が遅くなりますので、ご注意ください。

また、扶養家族のある方は、被扶養者についての申告も必要です。

記

1 申告の際に必要な事項等

(1) 基礎年金番号

20歳以上の方は全員必要です。

20歳未満の方で基礎年金番号をお持ちの方も報告してください。

※ 基礎年金番号通知書や年金手帳、国民年金保険料の納付控え等に記載されています。

※ 紛失等で番号が不明の場合は、お近くの年金事務所で早めに基礎年金番号通知書等の再交付を受けてください。

(2) マイナンバー（個人番号）

本人及び被扶養者のマイナンバーを報告してください。

(3) 給付金振込口座（※下記金融機関の口座をお持ちでない方は、事前に口座の開設をお願いします。）

銀 行	三井住友銀行	みなと銀行	但馬銀行
信用金庫	神戸信用金庫	姫路信用金庫	播州信用金庫
	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫
	淡路信用金庫	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫
	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	

(4) 年金加入期間

20歳から加入していた年金制度（国民年金、厚生年金、共済年金）及びその加入期間について報告が必要です。不明の場合は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

(5) 被扶養者を認定する場合は、採用前に被扶養者が加入していた医療保険者の発行した資格喪失証明書（全員分）、国民健康保険の場合は保険証（写）が必要です。

2 申告書提出先……………所属所

3 提出時期……………採用後速やかに

<本件に係る照会先>
公立学校共済組合兵庫支部 給付・資格班
TEL：078-362-3766